

岐阜県産業技術総合センター デジタルものづくり機器利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、岐阜県産業技術総合センター（以下、センターという。）に設置するデジタルものづくり機器の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約における用語の定義は次のとおりとする。

(1) デジタルものづくり機器

センターに設置する別表1に掲げる機器

(2) 利用者

デジタルものづくり機器を開放機器として利用する企業、団体、個人及びデジタルものづくり機器を使用する依頼試験を利用する企業、団体、個人

(基本的義務)

第3条 利用者は、センターに設置するデジタルものづくり機器の開放機器としての利用及びデジタルものづくり機器を使用する依頼試験の利用（以下、デジタルものづくり機器の利用という。）にあたり、本規約に定める一切の条件を遵守するとともに、企業、団体においては、自らの責任においてその役員及び従業員等でデジタルものづくり機器を操作する者に対し本規約の遵守を徹底しなければならない。

(利用の申請)

第4条 利用者は、デジタルものづくり機器の利用に当たり、本規約に関する同意書（様式第1号）を、各年度における最初の利用前までにセンターに提出しなければならない。

2 センターは、利用者に対し、必要に応じて本人確認ができる書類の提示を求め、書類の写しをとることができる。

(遵守事項)

第5条 利用者は、デジタルものづくり機器の利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 武器等の製造など、法令、条例等の規定に違反しないこと
- (2) 著作権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しないこと
- (3) 肖像権、営業秘密、プライバシーその他の第三者の権利を侵害しないこと
- (4) 不正競争防止法に違反する行為をしないこと
- (5) 公序良俗に反する行為をしないこと
- (6) 反社会的勢力等の利益になるおそれがある行為をしないこと
- (7) その他、センターが不適切と判断する行為をしないこと

2 造形及び測定等に必要な資料等（以下、資料等という。）、造形物及び測定データ等について、利用者又はセンターと第三者との間に、第三者の権利侵害に関する紛争が生じたときには、利用者の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

(資料等の扱い)

第6条 利用者は、センターに対し、資料等をセンターの指定する方法にて提供しなければならない。

- 2 センターは、利用者がデジタルものづくり機器を利用するのに必要な範囲で資料等を複製することができる。
- 3 利用者からセンターに対する資料等の提供の遅滞により利用者に損害が発生した場合、センターはその責任を負わない。
- 4 資料等の内容に関して、利用者が一切の責任を負う。
- 5 資料等が、滅失、毀損、又はセンターの責に帰さない事由により漏洩した場合、それにより発生した損害について、センターは一切の責任を負わない。
- 6 センターは、利用者から提供を受けた資料等を、利用終了後、速やかに削除又は廃棄する。利用者から提供を受けた資料等のセンターによる削除又は廃棄により利用者に発生した損害については、センターは一切の責任を負わない。

(表明保証)

第7条 利用者は、資料等について、適法な権利を有していること及び資料等が第三者の著作権、意匠権、特許権、実用新案権等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを、センターに対し表明し、保証しなければならない。

(利用の中止)

第8条 第5条第1項の各号のいずれかに違反すると判断した場合、又は利用中に、デジタルものづくり機器での造形、測定等が不可能であることが判明した場合、センターは、利用者の利用を中止させることができる。これにより生じた損害について、利用者は、センターに対し、いかなる請求もできない。

- 2 前項により利用を中止した場合において、開放機器として利用されていた場合は、中止に至るまでの機器使用料は利用者が負担しなければならない。依頼試験として利用されていた場合は、センターは、利用者が納付した依頼試験手数料の返還を行わない。

(造形物及び測定データ等の利用)

第9条 造形物及び測定データ等の利用は、利用者の責任で行うこととする。これにより損害が発生した場合、センターは一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第10条 センターは、予告なく本規約を変更することができる。

- 2 センターが本規約を変更した場合、利用者に当該変更内容を、利用場所に掲示する方法等により通知し、当該変更内容の通知後、利用者がデジタルものづくり機器を利用したとき又はセンターに対して何らの異議も申立てないときは、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。
- 3 利用者は、本規約の変更により生ずる損害について、センターに対して、いかなる請求もできない。

(利用規約の解釈)

第 1 1 条 利用者及びセンターは、本規約に定めのない事項又は解釈上の疑義については必要に応じ協議する。

(権利義務の譲渡等)

第 1 2 条 利用者は、本規約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、事前にセンターの承諾を得た場合はこの限りではない。

(管轄裁判所)

第 1 3 条 本規約について紛争が生じた場合、岐阜地方裁判所を管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

デジタルものづくり機器利用規約に該当する試験設備

ウォータージェット
自動切削加工機
横編試験機
二眼式三次元計測システム
カーボンファイバー対応 3 D プリンタ
樹脂粉末三次元造形システム
5 軸 NC 加工機
3 次元測定機
マイクロ X 線 CT

岐阜県産業技術総合センター
デジタルものづくり機器利用規約同意書（令和____年度）

岐阜県産業技術総合センター所長 様

（企業名・団体名・個人名）

_____は、岐阜県産業技術総合センターに設置のデジタルものづくり機器の利用に当たって、「岐阜県産業技術総合センター デジタルものづくり機器利用規約」を遵守いたします。

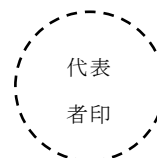
年 月 日

住所

企業・団体名

代表者 役職

氏名



<連絡先>

事務担当者所属	
事務担当者氏名	
T E L	
F A X	
E-Mail	